

一般廃棄物処理業許可証

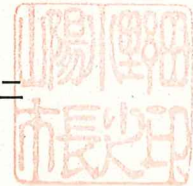
住所 宇部市大字妻崎開作1319番地の1

氏名 株式会社 アースクリエイティブ
代表取締役 栗原 和実

令和3年7月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 3 年 8 月 2 日

山陽小野田市長 藤田 剛 二



記

- 1 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)
- 2 収集・運搬・処分の別 収集・運搬
- 3 許可する区域 山陽小野田市内
- 4 許可の期間 (自) 令和 3 年 8 月 24 日
(至) 令和 5 年 8 月 23 日
- 5 事業の用に供する施設の状況 収集運搬車両 13 台
- 6 許可条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
 - (2) 山陽小野田市の分別基準に従い可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの分別を徹底すること。
 - (3) 収集運搬車両については収集物の飛散落下防止措置を講ずること。
 - (4) 事業内容の変更等必要事項が生じたときは10日以内に報告すること。
 - (5) 本市環境衛生センターに持込める事業系一般廃棄物は、紙類、木草類、天然繊維くず、厨芥類、厨芥類との分離が困難なビニール、プラスチック容器等の混合ごみ等とします。
 - (6) 搬入管理票の排出元やごみの種別については、適正に記載すること。
 - (7) 許可内容に合致した業務のみを受託する旨記載した委託契約書を締結し、収集運搬に係る許可証の写しを契約書に添付して排出元とそれぞれ1部保管すること。
 - (8) 任意に展開検査を行うので、産業廃棄物や市外の廃棄物の搬入をおこなわないこと。
 - (9) 法定記載事項を満たした帳簿を管理し、毎年閉鎖し、5年間保存すること。